

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案参照条文目次

一	国有林野事業特別会計法（昭和二十二年法律第三十八号）（抄）	1
二	財政法（昭和二十二年法律第三十四号）（抄）	9
三	国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）（抄）	9
四	森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）（抄）	10
五	旧緑資源公団法（昭和三十一年法律第八十五号）（抄）	12
六	地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）（抄）	12
七	分収林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）（抄）	14
八	旧治山治水緊急措置法（昭和三十五年法律第二十一号）（抄）	15
九	日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）（抄）	16
十	国有林野事業の改革のための特別措置法（平成十年法律第三百三十四号）（抄）	18
十一	一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第三百三十七号）（抄）	21
十二	独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第三百三十号）（抄）	21
十三	日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三百三十六号）（抄）	22

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案参照条文

◎ 国有林野事業特別会計法（昭和二十二年法律第三十八号）（抄）

第一条 国有林野事業を国有林野の有する公益的機能の維持増進を基本としつつ企業的に運営し、その健全な発達に資するため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

② この法律において、国有林野事業とは、国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第二条に規定する国有林野の管理経営の事業及びその附帯業務をいう。

③ この会計においては、前項の事業に係る経理のほか、次の事項に関する経理を行うものとする。

一 治山事業で国が施行するもの（以下「直轄治山事業」という。）

二 治山事業で都道府県又は都道府県知事が施行するものに係る国の補助金又は負担金（以下「補助金等」という。）の交付

三 次項各号に掲げる事業に係る第五項第一号又は第二号に掲げる事業で国が施行するものの管理

④ 前項第一号及び第二号の治山事業とは、次の各号に掲げる事業で、国が施行するもの及び都道府県又は都道府県知事が施行し、かつ、これに要する費用の一部を国が負担し、又は補助するものをいう。

一 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条に規定する保安施設事業

二 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第五十一条第一項第二号に規定する地すべり地域又はぼた山に関して同法第三条又は第四条の規定によつて指定された地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域における地すべり防止工事又はぼた山崩壊防止工事に関する事業

⑤ 次の各号に掲げる事業は、前項の規定にかかわらず、治山事業に含まれないものとする。

一 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第六十九号）又は公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の規定の適用を受ける災害復旧事業

二 前号の事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して行う新設又は改良に関する事業その他同号の事業以外の事業であつて、再度災害を防止するため、土砂の崩壊等の危険な状況に対処して特に緊急に施行すべきもの

第二条 この会計は、農林水産大臣が、法令の定めるところに従い、これを管理する。

第二条の二 この会計は、国有林野事業勘定及び治山勘定に区分する。

第三条 国有林野事業勘定においては、従来の国有林野（北海道における国有林野を含む。）の事業に属する土地、森林、原野、建物、工作物、機械その他の設備、貯蔵物品等の資産及び将来この勘定に所属する資産の金額を以て資本とする。

第四条 国有林野事業勘定においては、国有林野事業の経営成績及び財政状態を明らかにするため、財産の増減及び異動を、その発生の事実に基づいて計理する。

② 国有林野事業勘定に属する資産及び負債については、政令の定めるところに従い、その内容を明らかにしなければならない。

第五条 国有林野事業勘定において、事業施設費を支弁するため必要があるときは、この勘定の負担において、公債を発行し又は借入金をなすことができる。

② 前項の規定による公債及び借入金の限度額については、予算を以て、国会の議決を経なければならない。

第六条 国有林野事業勘定において、運転資金に充てるため必要があるときは、この勘定の負担において、一時借入金をなし又は融通証券を発行することができる。

② 前項に規定する一時借入金及び融通証券は、当該年度内にこれを償還しなければならない。ただし、歳入不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、この勘定の負担において、借入金をし、又は融通証券を発行することができる。

③ 前項ただし書の規定による借入金及び融通証券は、一年以内に償還しなければならない。

④ 第一項の規定による一時借入金及び融通証券の限度額については、予算を以て、国会の議決を経なければならない。

第七条 前二条に規定する公債、借入金、一時借入金及び融通証券の起債、償還等に関する事務は、財務大臣がこれを行う。

第八条 国有林野事業勘定の負担に属する公債及び借入金の償還金及び利子、第六条第二項ただし書の規定による融通証券の償還金、一時借入金及び融通証券の利子並びに公債及び融通証券の発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額は、毎会計年度、これを国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

第八条の二 次に掲げる経費の額に相当する金額は、予算の範囲内において、一般会計から国有林野事業勘定に繰り入れるものとする。

一 国有林野（国有林野の管理経営に関する法律第二条に規定する国有林野をいう。以下この条において同じ。）のうち森林法第二十五条第一項又は第二項の規定により保安林として指定された森林その他の公益的機能が高い森林（次号において「公益林」という。）における松くい虫の駆除又はそのまん延の防止、標識の設置その他の森林保全に要する経費で政令で定めるもの

二 前号に掲げるもののほか、国有林野における森林法第二十五条第一項又は第二項の規定による保安林の指定のための調査に要する経費その他の公益林の管理に関する事務に要する経費で政令で定めるもの

三 森林法第七条の二第一項の規定に基づく森林計画の作成に要する経費

四 国有林野を利用して行う森林及び林業に関する知識の普及並びに林業技術の指導に要する経費で政令で定めるもの

五 国有林野の管理経営上重要な林道の開設に要する経費その他の国有林野事業に係る事業施設費で政令で定めるもの

第八条の三 治山勘定においては、次条第一項の規定による一般会計からの繰入金、直轄治山事業に係る地方公共団体の負担金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、直轄治山事業に関する費用、補助金等、同条第二項の規定による国有林野事業勘定への繰入金で第一条第三項第三号の事業に関する事務取扱費の額に相当するもの及び附属諸費をもつてその歳出とする。

第八条の四 直轄治山事業に関する費用で国庫が負担するもの、補助金等及び第一条第三項第三号の事業に関する事務取扱費の額に相当する金額は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、一般会計から治山勘定に繰り入れるものとする。

② 直轄治山事業及び第一条第三項第三号の事業に関する事務取扱費は、国有林野事業勘定において支弁するものとし、当該事務取扱費の額に相当する金額は、予算の範囲内において、治山勘定から国有林野事業勘定に繰り入れるものとする。

第九条 農林水産大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出の予定計算書、繰越明許費要求書及び国庫債務負担行為要求書を作製し、これを財務大臣に送付しなければならない。

第十条 この会計の歳入歳出予算は、国有林野事業勘定及び治山勘定に区分し、各勘定において、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

第十条の二 この会計の国庫債務負担行為は、国有林野事業勘定及び治山勘定の区分に従い、事項ごとに、その必要の理由を明らかにし、かつ、これをする年度及び債務負担の限度額を明らかにし、また、必要に応じ、これに基づいて支出をすべき年度、年限又は年割額を示さなければならない。

第十一条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、これを国会に提出しなければならない。

② 前項の予算には、左の書類を添附しなければならない。

一 歳入歳出の予定計算書、繰越明許費要求書及び国庫債務負担行為要求書

二 前年度の国有林野事業勘定の損益計算書、貸借対照表及び財産目録

三 前年度及び当該年度の国有林野事業勘定の予定損益計算書及び予定貸借対照表

四 前年度の治山勘定の事業実績表

五 前年度及び当該年度の治山勘定の事業計画表

六 国庫債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度までの支出額及び支出額の見込、当該年度以降の支出予定額並びに数会計年度にわたる事業に伴うものについてはその全体の計画その他事業等の進捗状況の調査

第十一条の二 治山勘定の予備費は、当該年度の予見し難い必要に基づく経費の財源に充てるための特別の収入その他政令で定める収入の収納済額に相当する額を限度として、使用することができる。

第十二条 国有林野事業勘定において、毎会計年度の損益計算上利益を生じたときは、次項の規定により繰り越した損失をその利益の額をもつてうめ、なお残余があるときは、政令で定めるところにより、これを利益積立金及び特別積立金に組み入れて整理するものとする。

② 国有林野事業勘定において、毎会計年度の損益計算上損失を生じたときは、利益積立金の額からその損失の額に相当する額を減額して、これを整理するものとする。ただし、その損失の額が利益積立金の額を超過するときはその超過額を、利益積立金がないときはその損失の額を、それぞれ損失の繰越しとして整理するものとする。

第十三条 国有林野事業勘定において、毎会計年度、前年度からの持越現金（特別積立金引当資金に属するものを除く。）のうち歳出の財源に充てることができる金額（前年度から繰り越された歳出予算の財源に充てるべき金額を除く。）があるときは、当該金額のうち、特別積立金の残高に相当する金額から特別積立金引当資金の残高に相当する金額を控除した金額に達するまでの金額を、当該年度末までに、特別積立金引当資金に組み入れなければならない。

② 特別積立金引当資金は、林業の振興のために必要な経費その他の経費の財源に充てるものとして国有林野事業勘定から一般会計に繰り入れる場合に限り、予算の定めるところにより、使用することができる。

③ 前項の規定により特別積立金引当資金を使用したときは、特別積立金の額からその使用した額に相当する額を減額して整理するものとする。

第十四条 農林水産大臣は、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作製し、これを財務大臣に送付しなければならない。

第十五条 内閣は、毎会計年度この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、これを国会に提出しなければならない。

② 前項の歳入歳出決算には、左の書類を添付しなければならない。

- 一 歳入歳出決定計算書
- 二 当該年度の国有林野事業勘定の損益計算書、貸借対照表及び財産目録
- 三 当該年度の治山勘定の事業実績表
- 四 債務に関する計算書

第十六条 国有林野事業勘定において、支払義務の生じた歳出金で、当該年度内に支出済とならなかったものに係る歳出予算は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

② 前項の規定による繰越は、財政法第四十三条の規定にかかわらず、財務大臣の承認を経ることを要しない。

③ 農林水産大臣は、第一項の規定による繰越をなしたときは、財務大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

第十六条の二 治山勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これを当該勘定の翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

第十七条 この会計において、支払上現金に余裕があるときは、これを財政融資資金に預託することができる。

② 特別積立金引当資金に属する現金は、財政融資資金に預託して運用することができる。

③ 国有林野事業勘定において、運転資金に充てるため必要があるときは、農林水産大臣は、財務大臣の承認を経て、第六条第一項の規定による一時借入金への借入又は融通証券の発行に代え、特別積立金引当資金に属する現金の繰替使用をすることができる。

④ 前項の規定により繰替使用をした金額は、当該年度内に、これを特別積立金引当資金に返還しなければならない。

第十八条 国有林野事業の運営に妨げのない限り、国有林野事業勘定の負担において、一般の委託により、森林の管理経営、木材の加工若しくは林業に関する機械施設の工作又は林業に関する試験、検査及び調査をなすことができる。

第十九条 この法律の施行に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

#### 附 則

第五条 国有林野事業勘定においては、当分の間、この勘定の負担において、保安林整備臨時措置法（昭和二十九年法律第八十四号）第二条の規定による保安林整備計画に基き、同法第四条に規定する森林等（同法第六条に規定する森林の土地の上の権利及び立木竹を含む。以下同じ。）を買い入れることができる。

② 前項の規定による買入及びその買入に係る森林等についての治山に関する事業に要する経費の財源に不足するときに限り、予算の定めるところにより、一般会計は、国有林野事業勘定に繰入金をすることができる。

第五条の二 国有林野事業勘定において、事業施設費以外の事業費を支弁するため必要があるときは、当分の間、この勘定の負担において、借入金をなし又は融通証券を発行することができる。

② 前項に規定する借入金及び融通証券は、一年内にこれを償還しなければならない。

③ 第一項に規定する借入金及び融通証券の限度額については、予算を以て、国会の議決を経なければならない。但し、その限度額は、国有林野事業勘定の資産に属する製品の当該年度末現在における在庫見込額から前年度末現在における在庫額を控除して得た金額を超えてはならない。

④ 第一項に規定する借入金及び融通証券の起債、償還等に関する事務は、財務大臣が、これを行う。

⑤ 第一項に規定する融通証券の償還金の支出に必要な金額は、毎会計年度、これを国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

⑥ 第三項の規定の適用については、昭和三十五年度に限り、同項中「前年度末現在における在庫額」とあるのは、「この勘定設置の際この勘定の資産に組み入れられた製品の額」と読み替えるものとする。

第五条の三 特別積立金引当資金（以下「資金」という。）の使用については、当分の間、第十三条第二項の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

一 資金は、独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第三百十号）第十一条第一項第六号の業務の財源に充てるものとして国有林野事業勘定から独立行政法人緑資源機構に出資する場合に、予算の定めるところにより、使用することができる。

二 資金は、前号に定めるところによるほか、同号に定める使用を妨げない範囲内において、林業の振興のために必要な経費その他の経費の財源に充てるものとして国有林野事業勘定から一般会計に繰り入れる場合に、予算の定めるところにより、使用することができる。

② 前項第一号の規定により資金を使用したときは、その使用した額に相当する額を特別積立金から利益積立金に組み替えて整理するものとし、同項第二号の規定により資金を使用したときは、その整理については、第十三条第三項の規定を準用する。

第六条 昭和二十一年度における一般会計歳出予算中国有林野事業に係るもので、年度内に契約をなし、昭和二十二年四月三十日までに支出を終わらなかつた経費の金額については、これをこの会計に繰り越して使用することが出来る。

第七条 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第三号）による改正前の治山治水緊急措置法第三条に規定する治山事業十箇年計画に係る直轄治山事業で既に施行したもの又は当該計画に係る同法第二条の治山事業で都道府県若しくは都道府県知事が施行するものに要する費用について国が交付の決定をした補助金等の交付（昭和三十九年度以前の年度のこの会計の予算で昭和四十年以後の年度に繰り越したものにより施行する直轄治山事業又は当該繰り越した予算による補助金等の交付を含む。）は、それぞれ第一条第三項第一号に規定する直轄治山事業又は同項第二号に規定する補助金等の交付に含まれるものとする。

第八条 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第六十五号）による改正前の治山治水緊急措置法第三条に規定する治山事業五箇年計画に係る直轄治山事業で既に施行したもの又は当該計画に係る同法第二条の治山事業で都道府県若しくは都道府県知事が施行するものに要する費用について国が既に交付の決定をした補助金等の交付（昭和四十二年以前年度のこの会計の予算で昭和四十三年以後の年度に繰り越したものにより施行する直轄治山事業又は当該繰り越した予算による補助金等の交付を含む。）は、それぞれ第一条第三項第一号に規定する直轄治山事業又は同項第二号に規定する補助金等の交付に含まれるものとする。

第九条 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第三十五号）による改正前の治山治水緊急措置法第三条に規定する治山事業五箇年計画に係る直轄治山事業で既に施行したもの又は当該計画に係る同法第二条の治山事業で都道府県若しくは都道府県知事が施行するものに要する費用について国が既に交付の決定をした補助金等の交付（昭和四十六年度以前の年度のこの会計の予算で昭和四十七年度以後の年度に繰り

越したものにより施行する直轄治山事業又は当該繰り越した予算による補助金等の交付を含む。）は、それぞれ第一条第三項第一号に規定する直轄治山事業又は同項第二号に規定する補助金等の交付に含まれるものとする。

第十条 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律（昭和五十二年法律第八号）による改正前の治山治水緊急措置法第三条に規定する治山事業五箇年計画に係る直轄治山事業で既に施行したもの又は当該計画に係る同法第二条の治山事業で都道府県若しくは都道府県知事が施行するものに要する費用について国が既に交付の決定をした補助金等の交付（昭和五十一年度以前の年度のこの会計の予算で昭和五十二年以後の年度に繰り越したものにより施行する直轄治山事業又は当該繰り越した予算による補助金等の交付を含む。）は、それぞれ第一条第三項第一号に規定する直轄治山事業又は同項第二号に規定する補助金等の交付に含まれるものとする。

第十一条 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第六十二号）による改正前の治山治水緊急措置法第三条に規定する治山事業五箇年計画に係る直轄治山事業で既に施行したもの又は当該計画に係る同法第二条の治山事業で都道府県若しくは都道府県知事が施行するものに要する費用について国が既に交付の決定をした補助金等の交付（昭和五十六年度以前の年度のこの会計の予算で昭和五十七年度以後の年度に繰り越したものにより施行する直轄治山事業又は当該繰り越した予算による補助金等の交付を含む。）は、それぞれ第一条第三項第一号に規定する直轄治山事業又は同項第二号に規定する補助金等の交付に含まれるものとする。

第十二条 治山治水緊急措置法及び河川法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第三十四号）による改正前の治山治水緊急措置法第三条に規定する治山事業五箇年計画に係る直轄治山事業で既に施行したもの又は当該計画に係る同法第二条の治山事業で都道府県若しくは都道府県知事が施行するものに要する費用について国が既に交付の決定をした補助金等の交付（昭和六十一年度以前の年度のこの会計の予算で昭和六十二年以後の年度に繰り越したものにより施行する直轄治山事業又は当該繰り越した予算による補助金等の交付を含む。）は、それぞれ第一条第三項第一号に規定する直轄治山事業又は同項第二号に規定する補助金等の交付に含まれるものとする。

第十二条の二 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律（平成四年法律第三十三号）による改正前の治山治水緊急措置法第三条に規定する治山事業五箇年計画に係る直轄治山事業で既に施行したもの又は当該計画に係る同法第二条の治山事業で都道府県若しくは都道府県知事が施行するものに要する費用について国が既に交付の決定をした補助金等の交付（平成三年度以前の年度のこの会計の予算で平成四年度以後の年度に繰り越したものにより施行する直轄治山事業又は当該繰り越した予算による補助金等の交付を含む。）は、それぞれ第一条第三項第一号に規定する直轄治山事業又は同項第二号に規定する補助金等の交付に含まれるものとする。

第十二条の三 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律（平成九年法律第四十号）による改正前の治山治水緊急措置法第三条に規定する治山事業五箇年計画に係る直轄治山事業で既に施行したもの又は当該計画に係る同法第二条の治山事業で都道府県若しくは都道府県知事が施行するものに要する費用について国が既に交付の決定をした補助金等の交付（平成八年度以前の年度のこの会計の予算で平成九年度以後の年度に繰り越したも



のにより施行する直轄治山事業又は当該繰り越した予算による補助金等の交付を含む。)は、それぞれ第一条第三項第一号に規定する直轄治山事業又は同項第二号に規定する補助金等の交付に含まれるものとする。

第十三条 森林法附則第六項、独立行政法人緑資源機構法附則第十条の規定による廃止前の緑資源公団法(昭和三十一年法律第八十五号。以下「旧緑資源公団法」という。)附則第十一条第一項又は地すべり等防止法附則第八条第一項の規定による無利子の貸付け(旧緑資源公団法附則第十一条第一項の規定による無利子の貸付けについては、森林法第四十一条第三項に規定する保安施設事業に要する費用に係るものに限る。以下同じ。)

② 前項の規定により同項に規定する貸付けに関する経理をこの会計において行う場合又は日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第七条第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定からこの会計に繰入れを行う場合における第八条の三及び第八条の四第一項の規定の適用については、第八条の三中「次条第一項」とあるのは「次条第一項又は附則第十六条第二項」と、「一般会計からの繰入金」とあるのは「一般会計からの繰入金、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第七条第五項又は第六項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金」と、「負担金」とあるのは「負担金、森林法附則第六項、独立行政法人緑資源機構法(平成十四年法律第三百十号)附則第十条の規定による廃止前の緑資源公団法(昭和三十一年法律第八十五号)附則第十一条第一項又は地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)附則第八条第一項の規定による無利子の貸付金の償還金」と、「同条第二項」とあるのは「森林法附則第六項又は地すべり等防止法附則第八条第一項の規定による無利子の貸付金、次条第二項」と、「相当するもの」とあるのは「相当するもの、附則第十四条、第十五条、第十六条第一項又は第十七条の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定への繰入金」と、第八条の四第一項中「金額」とあるのは「金額(日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定から繰り入れられる金額を除く。)」とする。

第十四条 森林法附則第六項、旧緑資源公団法附則第十一条第一項又は地すべり等防止法附則第八条第一項の規定による無利子の貸付金の償還(返還を含む。以下この条において同じ。)を受けた場合においては、当該償還の日の属する年度に、当該貸付金の償還金(返還金を含む。)に相当する金額を治山勘定から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

第十五条 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金(額が、当該年度における森林法附則第六項、旧緑資源公団法附則第十一条第一項又は地すべり等防止法附則第八条第一項の規定による無利子の貸付金の合計額を超過する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに治山勘定から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

第十六条 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定から治山勘定に繰入れを行った場合においては、当該繰入金金を治山勘定に繰り入れた会計年度及びこれに続く五箇年度以内に、当該繰入金に相当する金額（次条の規定により繰入れを行った場合においては、当該繰入金に相当する金額を控除した金額）に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、治山勘定から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

② 前項の規定により繰入れを行う場合においては、当該繰入金に相当する金額を、一般会計から治山勘定に繰り入れるものとする。

第十七条 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第六項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金金の額が、同項に規定する当該公共的建設事業であつて治山勘定において経理されるものの当該年度において要した費用（当該年度において国が負担した費用に限る。）を超過する場合には、当該超過額に相当する金額は、翌年度において同項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに治山勘定から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

◎ 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）（抄）

第四十三条 各省各庁の長は、第十四条の三第一項又は前条但書の規定による繰越を必要とするときは、繰越計算書を作製し、事項ごとに、その事由及び金額を明らかにして、財務大臣の承認を経なければならない。

② 前項の承認があつたときは、当該経費に係る歳出予算は、その承認があつた金額の範囲内において、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

③ 各省各庁の長は、前項の規定による繰越をしたときは、事項ごとに、その金額を明らかにして、財務大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

④ 第二項の規定により繰越をしたときは、当該経費については、第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。この場合においては、同条第三項の規定による通知は、これを必要としない。

◎ 国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「国有林野」とは、次に掲げるものをいう。

一 国の所有に属する森林原野であつて、国において森林経営の用に供し、又は供するものと決定し、国有財産法第三条第二項第四号の企業用財

産となつてゐるもの

二 国の所有に属する森林原野であつて、国民の福祉のための考慮に基づき森林経営の用に供されなくなり、国有財産法第三条第三項の普通財産となつてゐるもの（同法第四条第二項の所管換又は同条第三項の所属替をされたものを除く。）

◎ 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）（抄）

（全国森林計画等）

第四条（略）

2、4（略）

5 農林水産大臣は、全国森林計画に掲げる森林の整備及び保全の目標の計画的かつ着実な達成に資するため、全国森林計画の作成と併せて、五年ごとに、森林整備保全事業（造林、間伐及び保育並びに林道の開設及び改良の事業並びに森林の造成及び維持に必要な事業で政令で定める者が実施するものをいう。以下同じ。）に関する計画（以下「森林整備保全事業計画」という。）をたてなければならない。

6、11（略）

（国有林の地域別の森林計画）

第七条の二 森林管理局長は、全国森林計画に即して、森林計画區別に、その管理経営する国有林で当該森林計画区に係るもの（その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる国有林を除く。）につき、五年ごとに、その計画をたてる年の翌年四月一日以降十年を一期とする森林計画をたてなければならない。

2 前項の森林計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 第五条第二項第一号から第四号の二まで、第五号及び第六号から第八号までに掲げる事項

二 公益的機能別施業森林区域及び当該公益的機能別施業森林区域内における施業の方法その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項

三 森林施業の合理化に関する事項

3 第四条第三項及び第五条第四項の規定は、第一項の森林計画について準用する。

4 第六条第一項及び第二項の規定は、第一項の規定により森林管理局長が森林計画をたてる場合に準用する。

5 森林管理局長は、前項において準用する第六条第一項の縦覧期間満了後、当該森林計画の案について、関係都道府県知事及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

6 森林管理局長は、第一項の森林計画をたて、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係都道府県知事及び関係市町村長に通知しなければならない。この場合においては、第四項において準用する第六条第二項の規定により申立てがあつた意見の要旨及び当該意見の処理の結果を併せて公表しなければならない。

(指定)

第二十五条 農林水産大臣は、次の各号（指定しようとする森林が民有林である場合にあつては、第一号から第三号まで）に掲げる目的を達成するため必要があるときは、森林（民有林にあつては、重要流域（二以上の都府県の区域にわたる流域その他の国土保全上又は国民経済上特に重要な流域で農林水産大臣が指定するものをいう。以下同じ。）内に存するものに限る。）を保安林として指定することができる。ただし、海岸法第三条の規定により指定される海岸保全区域及び自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第十四条第一項の規定により指定される原生自然環境保全地域については、指定することができない。

一 水源のかん養

二 土砂の流出の防備

三 土砂の崩壊の防備

四 飛砂の防備

五 風害、水害、潮害、干害、雪害又は霧害の防備

六 なだれ又は落石の危険の防止

七 火災の防備

八 魚つき

九 航行の目標の保存

十 公衆の保健

十一 名所又は旧跡の風致の保存

2 前項但書の規定にかかわらず、農林水産大臣は、特別の必要があると認めるときは、海岸管理者に協議して海岸保全区域内の森林を保安林として指定することができる。

3 農林水産大臣は、第一項第十号又は第十一号に掲げる目的を達成するため前二項の指定をしようとするときは、環境大臣に協議しなければならない。

4 農林水産大臣は、第一項又は第二項の指定をしようとするときは、林政審議会に諮問することができる。

(指定)

第四十一条 農林水産大臣は、第二十五条第一項第一号から第七号までに掲げる目的を達成するため、国が森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に必要な事業を行う必要があると認めるときは、その事業を行うのに必要な限度において森林又は原野その他の土地を保安施設地区として指定することができる。

2 農林水産大臣は、民有林又は国の所有に属さない原野その他の土地について、第二十五条第一項第四号から第七号までに掲げる目的を達成するため前項の指定をしようとするときは、都道府県知事の意見を聴かなければならない。

3 農林水産大臣は、第一項の事業（以下「保安施設事業」という。）を都道府県が行う必要があると認めて都道府県知事から申請があつた場合において、その申請を相当と認めるときは、その事業を行うのに必要な限度において森林又は原野その他の土地を保安施設地区として指定することができる。

4 第二十五条第一項但書及び第二項の規定は、第一項又は前項の指定をしようとする場合に準用する。この場合において、第二十五条第二項中「森林を保安林として」とあるのは、「森林又は原野その他の土地を保安施設地区として」と読み替えるものとする。

#### 附則

1 5 (略)

6 国は、当分の間、都道府県に対し、第四十六条第二項の規定により国がその費用について補助することができる保安施設事業で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第四十六条第二項の規定（この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

7 18 (略)

◎ 旧緑資源公団法（昭和三十一年法律第八十五号）（抄）

#### 附則

（無利子貸付け等）

第十一条 政府は、公団に対し、前条第一項第一号及び附則第十三条第一項に規定する旧農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）第十九条第一項の業務で社会資本整備特別措置法第二条第一項第一号に該当するものの業務に要する費用に充てる資金の一部並びに前条第一項第二号及び第三号の業務に要する資金を無利子で貸し付けることができる。

2 前項の規定による貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

◎ 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）（抄）

（地すべり防止区域の指定）

第三条 主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があるときは、関係都道府県知事の意見をきいて、地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域をいう。以下同じ。）及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長し、若しくは誘発するおそれのきわめて大きいもの（以下これらを「地すべり地域」と総称する。）であつて、公共の利害に密接な関連を有するものを地すべり防止区域として指定することができる。

2 前項の指定は、この法律の目的を達成するため必要な最小限度のものでなければならぬ。

3 主務大臣は、第一項の指定をするときは、主務省令で定めるところにより、当該地すべり防止区域を告示するとともに、その旨を関係都道府県知事に通知しなければならない。これを廃止するときも、同様とする。

4 地すべり防止区域の指定又は廃止は、前項の告示によつてその効力を生ずる。

（ぼた山崩壊防止区域の指定）

第四条 主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があるときは、関係都道府県知事の意見をきいて、ぼた山の存する区域であつて、公共の利害に密接な関連を有するものをぼた山崩壊防止区域として指定することができる。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の指定について準用する。この場合において、同条第三項中「当該地すべり防止区域」とあるのは「当該ぼた山崩壊防止区域」と、同条第四項中「地すべり防止区域」とあるのは「ぼた山崩壊防止区域」と読み替えるものとする。

（主務大臣等）

第五十一条 地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域の指定及び管理についての主務大臣は、次のとおりとする。

一 砂防法第二条の規定により指定された土地（これに準ずべき土地を含む。）の存する地すべり地域又はぼた山に関しては、国土交通大臣

二 森林法第二十五条第一項若しくは第二十五条の二第一項若しくは第二項（同法第二十五条の二第一項後段又は第二項後段において準用する同法第二十五条第二項を除く。）の規定により指定された保安林（これに準ずべき森林を含む。）又は同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区（これに準ずべき森林又は原野その他の土地を含む。）の存する地すべり地域又はぼた山に関しては、農林水産大臣

三 前二号に該当しない地すべり地域又はぼた山のうち、

イ 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業が施行されている地域又は同法の規定により土地改良事業計画の決定されている地域（これらの地域に準ずべき地域を含む。）の存する地すべり地域又はぼた山に関しては、農林水産大臣

ロ イに該当しない地すべり地域又はぼた山に関しては、国土交通大臣

2 地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域の指定は、関係主務大臣が相互に協議してしなければならない。

3 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

附 則

（国の無利子貸付け等）

第八条 国は、当分の間、都道府県に対し、第二十九条の規定により国がその費用について負担する地すべり防止工事で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二十九条の規定による国の負担の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が負担する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

2 前項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

4 国は、第一項の規定により、都道府県に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である地すべり防止工事に係る第二十九条の規定による国の負担については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

5 都道府県が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

◎ 分収林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）（抄）

（定義）

第二条 この法律で「分収造林契約」とは、一定の土地についての造林に関し、その土地の所有者（以下「造林地所有者」という。）、造林地所有者以外の者でその土地について造林を行うもの（以下「造林者」という。）並びに造林地所有者及び造林者以外の者でその造林に要する費用の全部若しくは一部を負担するもの（以下「造林費負担者」という。）の三者又は造林地所有者、造林者及び造林費負担者のうちのいずれか二者が当事者となつて締結する契約（国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第九条の契約を除く。）で、その契約条項中において、次に掲げる事項を約定しているものをいう。

一 造林地所有者を当事者とする契約においては、造林地所有者は、造林者のためにその土地につきこれを造林の目的に使用する権利を設定する義務（造林者を契約当事者とし不在の場合にあつては、自らその土地に一定の樹木を植栽し、並びにその植栽に係る樹木の保育及び管理を行う義務）を負うこと。

二 造林者を当事者とする契約においては、造林者は、その土地に一定の樹木を植栽し、並びにその植栽に係る樹木の保育及び管理を行う義務（造林地所有者を契約当事者とせず、かつ、造林者がその土地につきこれを造林の目的に使用する権利を有しない場合にあつては、造林地所有者から当該権利の設定を受けてこれらの行為を行う義務）を負うこと。

三 造林費負担者を当事者とする契約においては、造林費負担者は、造林者（造林者を契約当事者とし不在の場合にあつては、造林地所有者）に対し、前二号の樹木の植栽、保育及び管理に要する費用の全部又は一部を支払う義務を負うこと。

- 四 各契約当事者は、一定の割合により、当該契約に係る造林による収益を分収すること。
  - 五 第一号又は第二号の契約事項の実施により植栽された樹木は、各契約当事者の共有とすること。
  - 六 前号の場合における各共有者の持分の割合は、第四号の一定の割合と等しいものとする。
- 2 5 (略)

◎ 旧治山治水緊急措置法（昭和三十五年法律第二十一号）（抄）

（定義）

第二条 この法律で「治山事業」とは、次の各号に掲げる事業で、国が施行するもの及び都道府県又は都道府県知事が施行し、かつ、これに要する費用の一部を国が負担し、又は補助するものをいう。

一 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条に規定する保安施設事業

二 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第五十一条第一項第二号に規定する地すべり地域又はぼた山に関して同法第三条又は第四条の規定によつて指定された地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域における地すべり防止工事又はぼた山崩壊防止工事に関する事業

2 (略)

3 次の各号に掲げる事業は、前二項の規定にかかわらず、治山事業又は治水事業に含まれないものとする。

一 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第百六十九号）又は公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の規定の適用を受ける災害復旧事業

二 前号の事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して行なう新設又は改良に関する事業その他同号の事業以外の事業であつて、再度災害を防止するため、土砂の崩壊等の危険な状況に対処して特に緊急に施行すべきもの

三・四 (略)

4 (略)

（治山事業七箇年計画及び治水事業七箇年計画）

第三条 農林水産大臣は、中央森林審議会の意見を聴いて、平成九年度以降の七箇年間に於いて実施すべき治山事業に関する計画（以下「治山事業七箇年計画」という。）の案を、建設大臣は、河川審議会の意見を聴いて、平成九年度以降の七箇年間に於いて実施すべき治水事業に関する計画（以下「治水事業七箇年計画」という。）の案を、それぞれ作成し、閣議の決定を求めなければならない。



- 2 治山事業七箇年計画又は治水事業七箇年計画には、治山事業又は治水事業につき、次に掲げる事項を定めなければならない。
  - 一 七箇年間に行うべき事業の実施の目標
  - 二 七箇年間に行うべき事業の量
- 3 農林水産大臣及び建設大臣は、第一項の規定により治山事業七箇年計画又は治水事業七箇年計画の案を作成しようとするときは、治山治水事業の総合性を確保するため、あらかじめ相互に調整を図らなければならない。
- 4 農林水産大臣又は建設大臣は、第一項の規定により治山事業七箇年計画又は治水事業七箇年計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ経済企画庁長官及び国土庁長官に協議しなければならない。
- 5 農林水産大臣又は建設大臣は、第一項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、治山事業七箇年計画又は治水事業七箇年計画を都道府県知事に通知しなければならない。
- 6 第一項、第二項及び前項の規定は、治山事業七箇年計画又は治水事業七箇年計画を変更しようとする場合に準用する。この場合において、第一項中「中央森林審議会」とあるのは、「林政審議会」と、同項及び前項中「建設大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第一項中「河川審議会」とあるのは「社会資本整備審議会」と読み替えるものとする。
- 7 農林水産大臣は、前項において準用する第一項の規定により治山事業七箇年計画の変更の案を作成しようとするときは、あらかじめ国土交通大臣に協議しなければならない。この場合においては、治山治水事業の総合性を確保するため、治水事業七箇年計画又はその変更の案との相互調整を図らなければならない。
- 8 国土交通大臣は、第六項において準用する第一項の規定により治水事業七箇年計画の変更の案を作成しようとするときは、あらかじめ七箇年計画に行うべき前条第二項第一号、第四号及び第五号に掲げる事業（同条第三項の規定に該当するものを除く。）の実施の目標に係る部分について環境大臣に協議するとともに、治山治水事業の総合性を確保するため、農林水産大臣との間で、治山事業七箇年計画又はその変更の案との相互調整を図らなければならない。

◎ 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）（抄）

（産業投資特別会計の特例）

- 第七条 特別融資関係特別会計への繰入れ、第二条第一項又は第二条の二第一項の規定による貸付け（特別融資関係特別会計において経理されるものを除く。）、第三条第一項又は第二項の規定による日本政策投資銀行等への貸付け及び特別事業関係会計への繰入れに関する政府の経理は、当分の間、産業投資特別会計法（昭和二十八年法律第二百二十二号）第一条の規定にかかわらず、産業投資特別会計において行うものとする。
- 2 前項の規定により、同項に規定する政府の経理を産業投資特別会計で行う場合においては、同特別会計は、産業投資勘定及び社会資本整備勘定に区分する。

- 3 第一項の規定により、同項に規定する政府の経理を産業投資特別会計で行う場合においては、産業投資特別会計法第一条第二項、第三条、第三条の二第一項、第三条の三並びに第四条第一項及び第二項中「この会計」とあるのは、「産業投資勘定」とする。
- 4 産業投資特別会計社会資本整備勘定においては、一般会計からの繰入金、特別融資関係特別会計からの繰入金、特別事業関係会計からの繰入金、第二条第一項又は第二条の二第一項の規定による貸付金（特別融資関係特別会計において経理されるものを除く。）及び第三条第一項又は第二項の規定による貸付金の償還金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、一般会計への繰入金、特別融資関係特別会計への繰入金、特別事業関係会計への繰入金、第二条第一項又は第二条の二第一項の規定による貸付金（特別融資関係特別会計において経理されるものを除く。）、第三条第一項又は第二項の規定による貸付金、一時借入金、一時借入金の利子及びその他の諸費をもつてその歳出とする。
- 5 前項に規定する特別融資関係特別会計への繰入金は、第二条第一項又は第二条の二第一項の規定による貸付けの財源に充てるため、特別融資関係特別会計の当該貸付金に相当する金額を特別融資関係特別会計に、予算で定めるところにより、繰り入れるものとする。
- 6 第四項に規定する特別事業関係会計への繰入金は、国が実施する公共的建設事業であつて民間投資の拡大又は地域における就業機会の増大に寄与すると認められる社会資本を整備するもののうち緊急に実施する必要のあるものの財源に充てるため、当該公共的建設事業に要する費用（国が負担すべき費用に限る。）に相当する金額を特別事業関係会計に、予算で定めるところにより、繰り入れるものとする。
- 7 政府は、前項の規定により一般会計に繰入れを行った場合においては、当該繰入金を繰り入れた会計年度及びこれに続く五箇年度以内に、当該繰入金に相当する金額（次項の規定により繰入れを行った場合においては、当該繰入金に相当する金額を控除した金額）に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、一般会計から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。
- 8 政府は、第六項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定から一般会計への繰入金の額が、同項に規定する当該公共的建設事業であつて一般会計において経理されるものの当該年度において要した費用（当該年度において国が負担した費用に限る。）を超過する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において同項の規定による同勘定からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに一般会計から同勘定に繰り入れるものとする。
- 9 政府は、前条第二項及び第四項並びに第二項の規定による繰入金のほか、一時借入金の利子及びその他の諸費に相当する金額を限度として、予算で定める金額を、一般会計から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れることができる。
- 10 第一項の規定により、同項に規定する政府の経理を産業投資特別会計で行う場合においては、産業投資特別会計法第六条中「歳入歳出予算は」とあるのは「歳入歳出予算は、産業投資勘定及び社会資本整備勘定に区分し、各勘定において」と、同法第七条第二項第一号中「歳入歳出予算計算書」とあるのは「各勘定の歳入歳出予算計算書」と、同項第二号中「前年度の」とあるのは「各勘定の前々年度の」と、同項第三号中「前年度」とあるのは「各勘定の前年度」と、同項第四号中「前年度」とあるのは「産業投資勘定の前年度」と、同法第八条中「この会計」とあるのは「各勘定」と、「積立金」とあるのは「当該各勘定の積立金」と、同法第九条中「この会計」とあるのは「各勘定」と、「翌年度の歳入」とあるのは「当該各勘定の翌年度の歳入」と、同法第十二条中「この会計」とあるのは「各勘定」と、同法第十三条第一項中「この会計」とあるのは「各勘定」と、「この会計の」とあるのは「当該各勘定の」と、同法第十五条第一項中「この会計」とあるのは「各勘定」とする。
- 11 財務大臣は、他の各省各庁の長の同意を得て、当該各省各庁に置かれた官職を指定することにより、その官職にある者に第二条第一項又は第二条の二第一項の規定による貸付金（特別融資関係特別会計において経理されるものを除く。）に係る支出負担行為に関する事務を委任するものと

する。

◎ 国有林野事業の改革のための特別措置法（平成十年法律第三百三十四号）（抄）

目次

- 第一章 総則（第一条―第四条）
  - 第二章 業務運営の方針（第五条―第九条）
  - 第三章 実施体制の効率化
    - 第一節 基本的な方針（第十条・第十一条）
    - 第二節 特別給付金（第十二条―第十四条）
  - 第四章 財務の健全化
    - 第一節 債務の処理（第十五条―第十七条）
    - 第二節 国有林野事業特別会計法の特例（第十八条―第二十二条）
- 附則

（目的）

第一条 この法律は、国有林野事業（国有林野事業特別会計法（昭和二十二年法律第三十八号）第一条第二項に規定する国有林野事業をいう。以下同じ。）の危機的な財務状況に対処するため、その抜本的な改革の趣旨及び全体像を明らかにすることにより、国有林野事業の改革についての国民の理解を深めるとともに、あわせて、特定の債務の一般会計への帰属その他国有林野事業の改革のために必要な特別措置について定めることを目的とする。

（国有林野事業の改革の趣旨）

第二条 国有林野事業の改革は、林業をめぐる諸情勢の著しい変化による収入の減少、債務の累増等による国有林野事業の危機的な財務状況に対処して、その財政の健全性を回復し、及び国民共通の財産である国有林野（国有林野事業の対象とする国有林野をいう。以下同じ。）を将来にわたって適切かつ効率的に管理経営する体制を確立することにより、国土の保全その他公益的機能の維持増進、林産物の持続的かつ計画的な供給、地域における産業の振興その他の国有林野事業の使命を十全に果たし、もって国民経済の発展及び国民生活の安定に資するために行われるものとする。

（国の責務）

第三条 国は、この法律に定める方針に従い必要な施策を総合的かつ計画的に実施し、国有林野事業の改革を確実かつ円滑に遂行しなければならない。

(集中改革期間)

第四条 国有林野事業の改革は、平成十五年度までの期間を集中改革期間として実施するものとする。

(職員数の適正化)

第十条 政府は、国有林野事業(国有林野事業特別会計の国有林野事業勘定(以下「事業勘定」という。))においてその事務を取り扱う治山事業を含む。以下この節において同じ。)の効率的な実施体制を整備するため、集中改革期間において、国有林野事業に係る職員数の適正化を緊急に推進し、集中改革期間終了後できるだけ早い時期に、その職員数を業務に応じた必要かつ最小限のものとする。

2 農林水産大臣は、集中改革期間の開始後一月以内に、国有林野事業に係る職員数の適正化の目標、その達成のために講じようとする施策その他国有林野事業に係る職員数の適正化に関する基本的な事項につき、閣議の決定を求めなければならない。

(組織の再編)

第十一条 政府は、国有林野事業に係る組織を簡素かつ効率的なものに再編するものとする。

(借入金の一般会計への帰属等)

第十五条 政府は、この法律の施行の時ににおいて、その時における事業勘定の負担に属する次に掲げる債務を、一般会計に帰属させる。

一 平成七年九月二十九日までに借り入れられた借入金に係る債務

二 前号に掲げる債務に係る利子であつて、この法律の施行の日以前に発生しており、かつ、同日以降に支払われることとされているものに係る債務

2 前項の規定により一般会計に帰属する債務のうち政府が貸し付けた資金に係るものの償還期限は、平成十一年三月三十一日までの間において政令で定める日とする。

(事業勘定における債務の処理)

第十六条 政府は、この法律の施行の時ににおいて事業勘定の負担に属する借入金に係る債務(前条第一項の規定により一般会計に帰属したものを除く。)について、その償還及び当該債務に係る利子の支払の確実かつ円滑な実施により、この法律の施行の日から五十年を経過した日の属する年度の末日までに着実に処理するものとする。

2 政府は、前項の債務の処理を推進するため、第十九条及び第二十一条に規定する措置を講ずるものとする。

(国会への報告)

第十七条 政府は、国会に対し、毎年度、前二条の規定による国有林野事業に係る債務の処理に関する施策の実施の状況を報告しなければならない。

(退職手当等に係る借入金)

第十八条 事業勘定においては、集中改革期間において、国有林野事業特別会計法の規定による借入金のほか、政令で定めるところにより、国有林野事業職員が退職した場合に国家公務員退職手当法の規定に基づき支給する退職手当及び第十二条第二項の規定により支給する特別給付金の財源に充てるため、この勘定の負担において、借入金をすることができ。

2 前項の規定による借入金については、国有林野事業特別会計法第五条第一項の規定による借入金とみなして、同条第二項並びに同法第七条及び第八条の規定を適用する。

(借入金の償還金に係る借入金)

第十九条 事業勘定においては、第十六条第一項に規定する年度までの間において、国有林野事業特別会計法の規定による借入金のほか、この勘定の負担に属する借入金の償還金の財源に不足を生ずると認められるときは、その財源に充てるため、この勘定の負担において、借入金をすることができ。

2 前項の規定による借入金については、前条第二項の規定を準用する。

(平成十年度における借入金の特例)

第二十条 事業勘定においては、平成十年度において、国有林野事業特別会計法の規定による借入金、附則第二条の規定による廃止前の国有林野事業改善特別措置法(昭和五十三年法律第八十八号)第四条第一項及び第二項の規定による借入金並びに第十八条第一項及び前条第一項の規定による借入金のほか、この勘定における経費の財源に充てるため必要があるときは、この勘定の負担において、借入金をすることができ。

2 前項の規定による借入金については、第十八条第二項の規定を準用する。

(借入金の利子に係る一般会計からの繰入れ)

第二十一条 政府は、事業勘定の負担に属する借入金(政令で定めるものを除く。)について、第十六条第一項に規定する年度までの期間中の毎年度、予算の範囲内において、当該年度において支払うべき利子に充てるべき金額(平成十年度にあつては、この法律の施行の日から平成十一年三月三十一日までの間において支払うべき利子に充てるべき金額)を、一般会計から事業勘定に繰り入れるものとする。

(損失の処理の特例)

第二十二条 事業勘定においては、第十六条第一項に規定する年度までの間において、国有林野事業特別会計法第十二条第二項の規定により繰り越

した損失を、資本剰余金を減額して整理することができるものとする。

◎ 一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第三百三十七号）（抄）

（趣旨）

第一条 この法律は、最近における一般会計の収支が著しく不均衡となつてゐる状況において、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三百三十六号）の規定により日本国有鉄道清算事業団の長期借入金に係る債務等を一般会計において承継すること及び政府の同事業団に対する無利子貸付金に係る同事業団の債務を免除すること並びに国有林野事業の改革のための特別措置法（平成十年法律第三百三十四号）の規定により国有林野事業特別会計の国有林野事業勘定の負担に属する平成七年九月二十九日までに借り入れられた借入金に係る債務等を一般会計に帰属させることに伴い一般会計の負担が増加することにかんがみ、平成十年年度から平成十四年度までの間における郵便貯金特別会計からの一般会計への繰入れの特例措置を講ずるとともに、たばこ特別税を創設しその収入を国債整理基金特別会計の歳入とすること等の措置を定めるものとする。

◎ 独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第三百三十号）（抄）

（業務の範囲）

第十一条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 五 （略）

六 水源をかん養するため急速かつ計画的に森林の造成を行う必要がある地域内の土地につき、分収林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号

）第二条第一項に規定する造林者又は造林費負担者として同項に規定する分収造林契約の当事者となり、当該契約に基づき森林の造成に係る事業を行うこと。

七 十 （略）

2 5 7 （略）

附 則

（緑資源公団法の廃止）

第十条 緑資源公団法は、廃止する。

◎ 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三十六号）（抄）

（一般会計による債務の承継）

第二条 政府は、この法律の施行の時に於いて、その時における事業団の第一号から第四号までに掲げる長期借入金に係る債務及び当該債務に係る利子（この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以前に発生している利子のうち施行日以後に支払われることとされているものに限る。）に係る債務並びに第五号及び第六号に掲げる債券に係る債務（施行日前に支払期が到来した利子に係るものを除く。）を、一般会計において承継する。

一 附則第六条の規定による廃止前の日本国有鉄道清算事業団法（昭和六十一年法律第九十号。以下「旧事業団法」という。）第四十条第一項の規定による長期借入金に係る債務（事業団が土地の譲渡契約と併せて締結した金銭消費貸借契約において当該土地の譲渡の対価の支払を受ける債権と相殺することが約されているものを除く。）

二 日本国有鉄道の長期借入金に係る債務

三 附則第二十四条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十七号。以下「改正前改革法」という。）第二十四条第二項の規定により日本国有鉄道が承継した日本鉄道建設公団の長期借入金に係る債務

四 旧事業団法附則第九条第二項の規定により承継した日本鉄道建設公団の長期借入金に係る債務

五 日本国有鉄道清算事業団債券に係る債務

六 鉄道債券に係る債務

2 前項の規定により政府が承継する債務のうち、政府が貸し付けた長期の資金に係るもの及び政府が引き受け、かつ、当該承継の時に於いて保有する債券に係るものの償還期限は、平成十一年三月三十一日までの間において政令で定める日とする。

（無利子貸付金に係る債務の免除）

第四条 政府は、この条の規定の施行の日において、事業団の次に掲げる政府に対する債務を免除するものとする。

一 日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律（昭和六十一年法律第七十六号）第二条第二項の規定による貸付金に係る債務

二 日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成九年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律（平成九年法律第七十三号）第二条第二項の規定による貸付金に係る債務

三 日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成九年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律第四条の政令で定める債務

四 前三号に掲げるもののほか、政府が無利子で貸し付けた長期の資金に係る債務